

熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について

子ども家庭福祉課

1 目的

令和4年の改正児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化や児童の権利擁護の推進に向けて改正された内容等を踏まえ、国から新たに発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、令和2年3月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

2 計画の主体

熊本県（政令市である熊本市と連携・調整の上、一体的に策定）

3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間
（令和2年度から令和11年度の10年間のうち後半5年間）

4 計画策定の基本的な考え方

- （1）「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障の実現に向けた取組みや里親等委託の推進
- （2）こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用

5 具体的な施策

- （1）当事者であるこどもの権利擁護の取組み
- （2）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み
- （3）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組み
- （4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み【新設】
- （5）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み
- （6）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- （7）障害児入所施設における支援【新設】
- （8）社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- （9）一時保護改革に向けた取組み
- （10）児童相談所の強化等に向けた取組み

6 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ 12/11 厚生常任委員会	パブリックコメント	計画策定委員会	3月末 計画策定
		厚生常任委員会	

1 熊本県社会的養育推進計画の改定の目的等

(1) 計画改定の目的

- ・平成 28 年児童福祉法改正により、こどもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。
- ・令和 4 年の児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化やこどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずることとされたことを踏まえ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領(令和 6 年 3 月)」に基づき、令和 2 年 3 月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

(2) 計画の主体

- ・熊本県
- ※熊本市と連携・調整の上、一体的に策定

(3) 計画期間

- ・令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)まで(令和 2 年度～令和 11 年度の 10 年間のうち後半 5 年間)

(4) 計画の基本的な考え方

- 「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障※実現に向けた取り組みや里親等委託の推進
- こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用
- ※パーマネンシー保障:永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

(5) 計画の重点事項

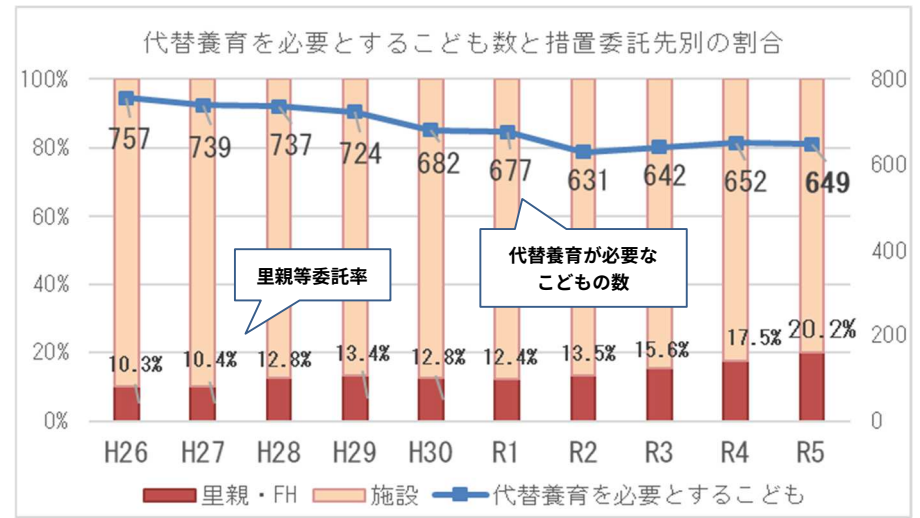
- 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み
- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み



2 本県の社会的養育の現状

○本県の里親等委託率の状況(県・熊本市合計値)

確実に増加しているものの、本県の児童養護施設のほとんどが、昭和 30 年までに設置され、長らく施設中心の社会的養護が実施されてきた。
また、こどもの最善の利益を考え、里親不調を起こさないよう、里親とのマッチングには慎重に取り組んでいる。



3 代替養育が必要となるこどもの見込みと里親委託率の目標

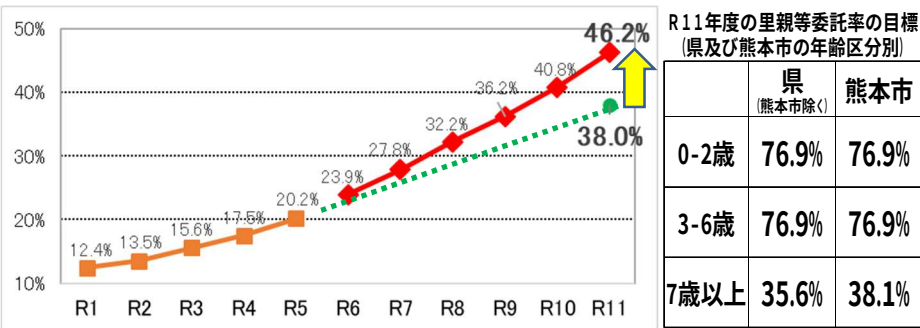
(1) 代替養育が必要となるこどもの見込み

国立社会保障・人口問題研究所の推計データをベースに、代替養育が必要なこどもの現状、潜在的需要を考慮し将来推計を行った。(単位:人)

実績	見込み					
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
649	645	635	626	618	609	600

(2) 里親委託率の目標値

国が定める目標値(乳幼児期 75%、学童期 50%)を念頭に、本県の実情も踏まえ、目標値を見直し、里親等委託の推進に取り組むこととした。



4 具体的な施策

	[課題]	[対応の方向・主な施策]
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取り組み	●措置委託先に関わらず、こどもの権利擁護の仕組みの標準化が必要 ●関係者の理解醸成	○代替養育の措置、変更、継続等の決定の際に、こどもの意見を確認、丁寧な説明の徹底 ○意見聴取等を適切に行うための職員への研修等を実施
(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み	●家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底、支援体制構築	○予防的支援策の充実による家庭生活の維持 ○特別養子縁組成立後の支援体制や民間あっせん機関との情報共有について検討 ○児童相談所における適切なケースマネジメント体制の構築
(3) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取り組み	●住民に身近な市町村における「こども家庭センター」の設置促進 ●家庭支援事業等の実施による予防的支援の充実	○母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置促進(R11 年度までに全市町村での設置を目指す) ○家庭支援事業等(予防的支援)の実施や充実を図るための支援 ○市町村と児童家庭支援センターの連携強化
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取り組み	●生活に困難を抱える特定妊婦等の適切な把握及び支援	○特定妊婦等を適切に把握、支援につなげるための市町村との連携 ○妊産婦等生活援助事業や助産制度の周知及び利用勧奨
(5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み	●更なる里親委託率の向上、里親登録者数の増加 ●里親の稼働率、養育力の向上	○家庭的養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保 ○研修の実施やショートステイ等への里親活用による養育力向上 ○児童相談所と里親支援センター等の連携による里親支援の充実
(6) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	●ケアニーズの高いこども等に対する個別的・専門的ケア対応 ●専門性を活かした地域の子育て支援機関としての対応	○施設の高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくための人材育成・確保に係る支援 ○ショートステイ等の受け皿としての役割を担えるよう、事業主体である市町村との連絡調整等を実施
(7) 障害児入所施設における支援	●できる限り良好な家庭環境が求められる	○第3期熊本県障がい児福祉計画に基づき、取り組みを推進
(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み	●退所後の経済的・社会的・精神的な支援が必要	○児童自立生活援助事業等により、措置解除者等に係る自立支援計画に基づく、生活支援や就労支援等の実施
(9) 一時保護改革に向けた取り組み	●開放型での保護を進める中、施設では入所児童と一時保護児童が混在	○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえた体制や環境整備 ○一時保護専用施設の増設の検討
(10) 児童相談所の強化等に向けた取り組み	●児童虐待相談対応件数が増加傾向にある中、相談支援体制の強化、適切な人員配置・育成が必要	○児童相談所・児童家庭支援センター・市町村の三層構造による相談支援体制の強化 ○人員体制・組織整備に向けた関係機関との協議

主な評価指標	現状 (R6. 4. 1)			R11		
	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計
こども家庭センター設置市区町村数	33市町村	5区	5区33市町村	44市町村	5区	5区44市町村
里親登録数	160世帯	136世帯	296世帯	349世帯	248世帯	597世帯
里親支援センター設置数	2か所	1か所	3か所	2か所	1か所	3か所
一時保護専用施設の整備施設数	2か所	1か所	3か所	4か所	2か所	6か所
社会的養護自立支援拠点事業実施か所数	県市合同で 1 か所			県市合同で 1 か所		